

## 【実施要綱本体】

修正点（青字が追記で赤字は削除です。）

2 ページ目

6 補助金の要件

（1）別紙1表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等

1つ目の○

「～令和8年度中に算定することを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、**基準月申請時**から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。」

2つ目の○

「～令和8年度中に算定することを誓約した場合は、**本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月申請時**から当該要件を満たしているものとして取り扱う。」

3つ目の○1つ目の・

「～令和8年度中に算定することを誓約した場合は、**本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月申請時**から当該要件を満たしているものとして取り扱う。」

3つ目の○2つ目の・

「～令和8年度中に算定することを誓約した場合は、**本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月申請時**から当該要件を満たしているものとして取り扱う。」

5 ページ目

7 補助対象経費

（1）賃金改善の方法

「ただし、例えば、一部の職員に**本補助金加算**を原資とする賃金改善を集中させることや、～」

6 ページ目

8 都道府県知事への届出

（4）都道府県知事への変更の届出

①会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸收合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

当該変更後の別紙様式2-13について届け出ること。

②複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合。

当該変更後の別紙様式2-13及び別紙様式2-24について届け出ること。

7 ページ目

## 9 留意事項

### （4）支払について

「～各都道府県が各国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式 2-  
3を用いて、～」